

水洗トイレ改造資金融資あっせん制度（利子補給事業）の流れ



①

工事見積の依頼、工事の契約
(依頼者→指定工事店)

※数社での見積りの比較検討をお勧めします。



②

**排水設備計画確認申請書、
融資あっせん申請書、
工事見積書の提出**
(指定工事店→下水道課)

※指定工事店に融資あっせん制度を使いたい旨をお伝えください。



③

・排水設備計画、融資あっせん制度の要件確認
・融資あっせん決定通知書、申請書（写し）の送付
(下水道課→依頼者)

※確認の期間は約1週間程度です。
※要件を満たさない場合は、申請を取下げるか、要件を満たす（滞納分の納付など）か確認のご連絡をいたします。
※融資あっせん（利子補給）の決定であり、依頼者への融資の審査及び判断は金融機関が行います。



④

・工事の施工（指定工事店→依頼者）
・工事完了届、排水設備使用開始届の提出
(指定工事店→下水道課)



⑤

完了検査、検査済証の交付
(下水道課→依頼者)



⑥

融資の申し込み（以下必要な書類）
・融資あっせん決定通知書
・融資あっせん申請書（写し）
・検査済証（写し）
(依頼者→金融機関)

※このほか実印や身分証明書などが必要になる場合がありますので、必ず金融機関にご確認ください。



⑦

・金融機関による審査
・貸付決定、貸付却下の判断
(金融機関→依頼者)



⑧

貸付金の返済（依頼者→金融機関）
利子の支払い（下水道課→金融機関）

※毎月12500円（同一世帯2件以上又はアパート等は毎月18750円）の均等返済になります。

〒327-0003
栃木県佐野市大橋町1165
佐野市 上下水道局
下水道課 下水道計画係
電話：0283-23-1120
FAX：0283-23-1121